

第2 具体的方策

前記第1の基本的考え方に基づき、次のとおり行財政改革に具体的に取り組むものとします。

1 取組内容の骨子

I 県民等との連携・協働 — 県民参画の視点 —

1 地域課題の共有と連携・協働の仕組みづくり

「住民を基本とする地方自治の実現」に向けて、住民や市町村が抱える様々な地域課題を共有し、その解決に向け柔軟に対応する取組みを推進します。

(1) 地域住民の意見が活きる県の体制の構築 (P.17 参照)

住民や市町村が地域づくりを行う上で生じる、複雑・解決困難な諸課題について、より住民や市町村に身近な出先機関が、迅速かつ柔軟に対応する体制を構築します。

ア 地域担当の設置

イ 地域連携室の設置 (= 出先機関連携組織)

ウ 地域連携支援プロジェクトチーム (= 本庁支援組織)

(2) 課題解決に向けて柔軟に変容する組織への転換 (P.19 参照)

住民や市町村が抱える様々な地域課題の解決に向け、部局を超えた有機的な連携により取り組む担当理事制やプロジェクトチームの活用をはじめとして、年度途中であっても柔軟かつ大胆に対応し、必要に応じて変容し得る機動的な組織運営の仕組みを、検討・導入します。

(3) 住民の声が県を動かす仕組みづくり (P.21 参照)

それぞれの職員に直接寄せられた住民の声や知恵を「住民の声の交差点 (仮称)」に集約して共有を図り、ネットワーク上で交流させることによって、組織横断的に課題解決を図る仕組みを構築し、組織の総合力が発揮できる業務運営の風土を意識面からもシステム面からも実現していきます。

- (4) **成果重視型事業展開** (P.23 参照)
住民が主役となる地域づくりの観点を踏まえ、地域住民にとって事務・事業の成果がわかりやすい行政システムを確立するとともに、地域住民等からの意見の反映などによって事務・事業等を磨き上げ、より高い成果があげられるようにします。
その手法の一つとして、各事業において個別に対応している「住民の意向反映」の課題の洗い出しを行い、住民による事務・事業のモニタリングが可能となる仕組みを検討します。
- (5) **地域に役立つ研究開発の推進** (P.25 参照)
住民や市町村がより身近に研究成果を享受できるよう、地域住民や市町村の地域活動や生活の観点を加えた研究開発の推進と評価を行います。
住民や市町村に対して広く研究成果発表の機会を設けるとともに、住民や市町村の意向を踏まえた研究内容の検討など、研究を住民に身近なものとしていきます。
また、更なる研究レベルの向上と地域貢献を図るため、機動的な研究体制の構築等、試験研究機関のあり方について検討します。
- (6) **戦略的広報の推進** (P.27 参照)
連携・協働の前提となる情報の共有化を図るため、効果的、効率的な広報を行う必要があります。
そのため、広報活動について、部局横断の視点から広報戦略会議などを活用しながら、広報の内容、時期、媒体等について全庁的に調整を行うほか、県の重点施策と連動した戦略的広報に取り組みます。
- (7) **職員の地域参加意欲の喚起と双方向交流の推進** (P.29 参照)
NPOやボランティア活動だけでなく地域のお祭りなどの活動に自発的に参加できるよう様々な面から方策を検討し、「参加しない・参加できない職員」から、「参加する・参加できる県職員」への転換を目指します。
また、住民組織等との双方向の業務体験交流について検討し、実施します。
ふるさと町村応援隊については、出先機関との業務連携を検討するなどにより、職員の自主的な取組みを促進します。

(8) 分権宣言進化プログラムの定着化

(P.31 参照)

ア 住民、市町村、県連携による「分権を育てる講座」の実施

地方分権とは何か、どのような分権を目指していくべきか、住民はどのように自治に関わっていくかなど、プログラムの目指すものについて、座学ではなく議論を中心とした講座を住民や市町村と連携して開催し、地に根ざした地方分権の確立を目指します。

なお、この取組みに先行させて、職員を対象として実施し、職員の分権意識の醸成を図ります。

イ 分権広報活動

県内に広く分権意識が浸透されるよう、行政から発信するという単方向の広報ではなく、『双方向、かつ、発信自体も住民組織やボランティアが担う』など、機能的・能動的な分権広報活動を展開します。

(9) 広域連携総合推進戦略の策定・推進

(P.33 参照)

地方分権を進める観点、制度改革を進める観点から、広域的に解決すべき課題を整理し、他の都道府県との総合的な連携・調整を部局横断的に行う具体的な戦略を策定し、推進していきます。

2 県民参画領域の拡大

県民、NPO、NGO、ボランティア、企業、各種団体等との分権意識の共有化を図りながら、それぞれの役割分担に基づく主体的な地域活動の促進や連携・協働の取組みを通じ、県民参画領域の拡大を図ります。

- (1) 県民運動の推進 (P.35 参照)
第Ⅲ期県民運動（H14～18）については、県民運動推進会議の構成団体や地域づくりサポート事業取組組織等との連携を強化しながら県民活動への支援等を実施します。
また、これまでの取組みを分析・総括の上、大量退職時代の到来等の社会情勢の変化等を踏まえ、平成19年度からの第Ⅳ期県民運動の全体計画を策定し、推進します。
- (2) ボランティア・NPOとの協働推進 (P.37 参照)
県民参画領域の拡大と行政サービスの質的向上を目指し、
 - ① NPO との意見交換・協議の場づくり
 - ② 協働事業の評価システムの構築
 - ③ 職員の意識改革とNPOとの理念の共有化等を柱とする「協働推進アクションプログラム（仮称）」を策定し、実行します。
- (3) 具体の計画策定等への県民参画 (P.39 参照)
「総合的水管理計画・地域計画」や「新しいまちづくりのビジョン（仮称）」など、今後新たに策定する計画等について、企画段階からの住民参画を実践する仕組みを構築することなどにより、県民意見を反映した事業の推進に取り組みます。
- (4) アウトソーシングの着実な推進 (P.41 参照)
平成18年度までを集中取組期間とする「アウトソーシング推進実行計画」（H16.10月策定）について、環境変化や進捗状況等を踏まえ見直しを行います。
また、事業実施コストの比較を可能とする事務事業の点検を実施するとともに、アウトソーシングを進めるべき業務を住民の提案又は公募によって行う「住民提案型アウトソーシング」の導入等の具体的な取組みを着実に実行します。

- (5) 福島県版市場化テスト（官民競争入札制度）の検討（P.43 参照）
「公共サービス効率化法（仮称）」（通称：市場化テスト法）の導入を見極めながら、「福島県版市場化テスト」の在り方について検討します。
- (6) ノーアクションレター制度（法令適用事前確認手続）導入の検討（P.45 参照）
住民・企業等が新たな取組みを行う際に、その活動が法令等の適用対象となるかどうかを、事前に確認することができるよう、ノーアクションレター制度の導入について検討します。
- (7) 「自治宣言」の検討・提唱（P.47 参照）
住民が主役であること、市町村が優先すること、住民、市町村、県が協議、連携していくことなど、県を運営する上での基本的な事項について、住民・市町村・県が協働して「自治宣言」として策定することを検討します。

Ⅱ 市町村との分担・連携 ―住民基本の視点―

1 連携・協働の推進

分権時代にふさわしい市町村との明確な役割分担の下、連携・協働を図る取組みを推進します。

(1) 住民の意向を反映した自治制度改革の研究・提言 (P.49 参照)

より地域の実状を踏まえた運営が可能となるよう、市町村と県の連携による「地域密着型自治制度研究会議（仮称）」を設置して共同研究を行い、住民のニーズや意見を取り入れながら提言をとりまとめます。

なお、地域の実状及び住民や市町村の活動が、よりの確に反映されるよう、地方振興局地域連携室と密接な連携のもと進めます。

(2) 市町村と県の業務連携システムの構築 (P.51 参照)

ア 専門的な業務支援システムの構築

専門・高度技術機能を発揮する観点から、県が保有する専門的な知識や技術についてのデータベースを構築するとともに、現場主義の観点から、市町村との協働による解決に向けた組織運営の弾力化を図るなど、適時・適切な市町村支援の仕組みについて検討します。

イ 市町村と県の業務の共同処理

市町村の円滑な業務体制を確保するため、広域連合などの制度活用も含め、市町村相互、或いは市町村と県の業務の共同処理の在り方について検討します。

(3) 市町村・県・国の「イコール・パートナー」関係の確立

(P.53 参照)

市町村と県、県と国の関係において、過剰な関与や必要以上の権限保持・規制等をなくしつつ、イコール・パートナーの考えに基づいたフラットな連携関係の確立を目指し、問題事例を収集するとともに、その対応策を部局横断的に検討し、具体的な改善に結びつけます。

(4) 市町村が策定する計画等への支援

(P.55 参照)

市町村に対して策定が求められている各種計画について、施策目的を実現するための手段としての必要性を市町村の立場に立って判断する手法を検討します。

また、策定が必要な計画については、円滑な策定等が図られるよう支援します。

併せて国からの文書に関し、個別に県としての考え方を整理し、案件ごとに市町村等への周知の要否を判断する等の取組みを徹底します。

2 市町村の自主的・主体的な取組みの支援

住民に最も身近な行政主体である市町村が、これまで以上に地域の実状を踏まえた地域づくりができるよう、市町村の主体的な取組みを支援します。

(1) オーダーメイド権限移譲の実施 (P.57 参照)

県側から移譲可能な業務のリストを提供しながら、

- ① 市町村が地域づくりを行う上で必要な権限を一括して移譲する
 - ② 市町村が移譲を求める権限を選択できるようにする など
- 市町村の実状に応じた柔軟な権限移譲を行います。

なお、移譲後一定期間は市町村に対するサポート体制の充実により、市町村の円滑な事務遂行を確保します。

(2) 地域課題解決に向けた政策法務の充実 (P.59 参照)

地域の実状に即した課題解決・政策実現のため、出先機関連携システムである「地域連携室」を通じた政策法務支援に取り組むほか、政策法務に関する市町村との情報交換を行います。

(3) 市町村行政支援プランに基づく支援 (P.61 参照)

市町村が自立した行政主体として、その力を十分発揮できるよう「市町村と県の連携に関する審議会」の意見等を踏まえ、行政支援プランを拡充するとともに、人的支援や市町村相互の事務の共同処理における調整、市町村との事務の共同処理等の制度化を図ります。

(4) 市町村合併支援プランに基づく支援 (P.63 参照)

合併支援プランに基づき、合併市町村に対して、合併後のまちづくりのための支援等を行うとともに、合併新法の下で合併協議を行う市町村に対しても、自主的・主体的な判断を尊重し、人的支援等適切な支援を行います。

また、新市町の新たなまちづくりの実現に向けて各種県事業を推進するとともに、合併推進債を活用した県管理道路の整備事業を実施します。

Ⅲ 行財政システムの確立＝組織風土の変革：成果・現場重視の視点＝

1 これまでの改革成果の発揮

限られた財政的・人的資源の下、PDCAマネジメントサイクルの確立を通じて、これまで進めてきた抜本的改革の成果を確実なものにします。

(1) 健全で柔軟な財政構造の確立 (P.65 参照)

新たな財政構造改革プログラム（計画期間：平成 18 年度～ 22 年度）に基づき、あらゆる工夫による歳入確保と徹底した歳出の見直しに取り組みながら、重点推進分野等へ財源を優先的・重点的に配分することにより、歳入に見合った収支均衡型の財政構造の確立を目指します。

(2) 政策評価制度の機能向上 (P.67 参照)

出先機関からの意見の把握等現場重視の視点に対する職員の意識づけや、「県事業評価委員会」等の外部評価の取組みにより県民意見の反映を図る取組みを推進します。

また、限られた財源の効率的な投入の視点から、今後の事業継続の可否に係る相対的な評価の実施等、評価システムの更なる改善を図ります。

(3) F・F型行政組織深化に向けた取組み (P.69 参照)

本大綱や「地方分権・うつくしま、ふくしま。宣言」進化プログラムと連動した中で、意識改革や部局横断的な取組みが必要である行政課題に対し、担当理事の下、関係組織が相互に連携して課題解決に取り組む「連携目標による行政運営システム」の運営状況の検証・改善などの業務システム改革に取り組めます。

なお、部局横断の有機的な連携を徹底しながら組織的な対応が必要な課題については、部局を超えた組織機構の見直しを検討します

また、地域連携室の運営状況を検証するとともに、必要に応じ、出先機関の組織体制の見直しを検討します。

- (4) **ITを活用した業務改革の推進** (P.71 参照)
「ITを活用した業務改革実行計画」(H16.10策定)に基づき、庶務業務の集中処理化等の具体的な取組みを着実に推進します。
また、職員の知恵を庁内イントラネット上での議論を通じて磨き上げる「うつくしま、知恵のフリーマーケット」について、職員が知恵を出し合える風土の醸成を図ります。
- (5) **分権型社会を担う人材育成のための研修** (P.73 参照)
自治体を取り巻く環境が大きく変化している状況においては、新しい時代の価値観を的確にとらえ、積極果敢に新たな課題に挑戦していく職員が求められていることから、「研修に関する基本的な方針」に基づき、自ら考え行動する職員(「自律型職員」)の育成を重視した研修に取り組みます。
- (6) **県立病院改革の推進** (P.75 参照)
「県立病院改革実行方策」(H17.7策定)に基づき、県立病院の統合・民間移譲等の抜本的な改革を着実に実行します。
また、今後とも存続する病院については、「経営等改善アクションプログラム」(H15.6策定、15.12第一次改訂、16.12第二次改訂、18.3第三次改訂)に基づき、各病院が主体となって、自ら経営改善を行う取組みを推進します。
- (7) **企業局事業の見直し** (P.77 参照)
「企業局事業見直し実行計画」(H15.6策定)に基づき、「工業用水道事業」については、一層のアウトソーシングを進めながら、未売水の解消及び好間工業用水道の地元市への譲渡協議を速やかに進めるとともに、「地域開発事業」については、未分譲地の平成19年度末までの完売を目指した取組みを進めます。
- (8) **公社等外郭団体との新たなパートナーシップの構築** (P.79 参照)
「公社等外郭団体への関与等に関する指針」(H16.10策定、以下「公社等関与指針」という。)に基づき、公社と県との新たなパートナーシップの構築を推進します。特に、指定管理者となり得る公社等については、指定手続きにおける透明性の確保や県民への説明責任の観点から、民間団体との公平性の確保に向けた関係の構築を徹底します。
また、点検評価の結果や指定管理者制度の導入状況などを踏まえ、「公社等外郭団体見直し実行計画」(H14.12策定、16.12修正、18.3修正)に基づき、着実に見直しを進めます。

- (9) 県立社会福祉施設の見直し (P.81 参照)
「県立社会福祉施設見直しに係る工程表」(初版H16.10月)の改訂に取り組むとともに、指定管理者制度の導入や民間移譲等、各施設ごとの見直しを着実に実行します。
- (10) 定員の削減 (P.83 参照)
厳しい社会経済状況等を踏まえ、行財政政運営の一層の効率化を図る観点から、厳格な定員管理に努めます。

2 新たな改革の推進

環境変化を踏まえた新たな改革に着手し、簡素で効率的な行財政システムを確立します。

- (1) 公務能率向上にむけた新たな仕組みづくり (P.85 参照)
流動化する時代に的確に対応するため、公務能率向上に向けた取組みとして、新たな人事制度及び柔軟な勤務形態の検討に取り組みます。
また、社会経済情勢の変化を踏まえ、改めて特殊勤務手当など諸手当の総合的な点検を実施します。
- (2) 第三セクターの見直し (P.87 参照)
公益法人改革の動向を見極めながら、これまで県として統一的な取組みがなされていなかった「公社等関与指針」の対象外の第三セクターについて、出資割合など県関与の度合い等を踏まえた体系的な見直しを行います。

2 取組項目の個別表

以下のとおり

※ 取組項目中、分権プログラム実践項目囲み数字が併記されているものは、「分権宣言進化プログラム」において、具体的な実践項目として位置付けられている取組みです。